

平成17年5月12日

各 位

会社名 マツダ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 井 巻 久 一  
コード番号 7 2 6 1  
問合せ先 広報渉外本部長 見 立 和 幸  
TEL 東京(03)3508-5056  
広島(082)282-5253

## 自己株式の取得及びストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成17年5月12日開催の取締役会において、商法第210条、第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、自己株式を買受けること並びに特定の当社取締役、執行役員、従業員及び連結対象会社取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成17年6月24日開催予定の当社第139回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I. 商法第210条に基づく自己株式の取得について

1. 取得する株式の種類 当社普通株式
2. 取得する株式の総数 2,300,000株を限度とする。
3. 株式の取得価額の総額 10億円を限度とする。

#### II. スtockオプションとしての新株予約権の発行について

##### 1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

特定の当社取締役、執行役員、従業員及び連結対象会社取締役对新株予約権を付与することで、業績に対する意欲や士気を高め、継続的な経営改革を展開することにより、当社企業価値の向上を図るもの。

##### 2. 新株予約権発行の要領

###### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式2,300,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、この調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

###### (2) 発行する新株予約権の総数

2,300個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式1,000株。但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、上記(1)と同様の調整を行う)

- (3) 新株予約権の発行価額  
無償とする。

- (4) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

1株当たりの払込価額は、次のうち、最も高い金額とする。

新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額。但し、1円未満の端数は切り上げる。  
新株予約権の発行日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値。

平成17年6月24日から新株予約権の発行日までに自己株式を取得した場合、当該自己株式の取得価額の総額から取得した株式の総数を除した金額。但し、1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

- (5) 新株予約権の権利行使期間

平成19年7月1日から平成22年6月30日

- (6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という)は、その地位を喪失した場合(取締役・執行役員員の退任、従業員の定年退職・会社都合退職など。)においても、権利を行使することができる。但し、従業員が自己都合により退職した場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本件新株予約権の相続を認める。但し、に規定する契約に定める条件による。

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

- (7) 新株予約権の消却事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権については無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(6)及びに規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。

- (8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

以上